

令和 8 年度 物価高騰対応重点地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	地域商品券事業【臨時】	①物価高の影響を受けている生活者の消費を下支えするため、全町民を対象として一人当たり 10 千円の商品券を配布する。 ②商品券購入、発送業務等経費 ③商品券購入、発送業務等 計 62,962 千円 商品券 5,900 人×10 千円 事務費 2,955 千円 事務費の内容 [需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 人件費] ④町内全世帯	R8. 4	R8. 7
2	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道基本料金無償化事業【臨時】	物価高騰の影響を受けている町内全世帯の光熱水費の上昇を緩和するため、事業者及び町民の水道基本料金を 8 か月間分免除する。 ②水道事業会計への繰出金 ③繰出金総額 基本料金 2,420 円×9,520 件 システム対応費用 440 千円 ④町内全ての水道利用者（官公庁等は除く。）	R8. 4	R9. 2
3	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費無償化事業（中学校 4 月～10 月）【臨時】	①物価高騰の影響を受けている町内中学生の世帯の食糧費など子育てに係る費用全体の上昇を緩和するため、中学校の給食費を（4 月～10 月分）免除する。（8 月除く）なお、教職員分は除く。 ②給食費を 6 か月分免除する費用 ③中学校 1 年生、2 年生、3 年生 6,100 円×110 人×6 か月＝4,026 千円 ④中学校に通う全世帯	R8. 4	R8. 10
4	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費無償化事業（中学校 11 月～3 月）【臨時】	①物価高騰の影響を受けている町内中学生の世帯の食糧費など子育てに係る費用全体の上昇を緩和するため、中学校の給食費を（11 月～3 月分）免除する。なお、教職員分は除く。 ②給食費を 5 か月分免除する費用 ③中学校 1 年生、2 年生 6,100 円×62 人×5 か月＝1,891 千円 中学校 3 年生 6,100 円×48 人×4 か月＝1,171 千円 1,700 円×48 人× 1 か月＝ 82 千円（3 月分） 合計 3,144 千円 ④中学校に通う全世帯	R8. 10	R9. 3

5	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食費無償化事業 (小学校)【臨時】	①物価高騰の影響を受けている町内小学生の世帯の食糧費など子育てに係る費用全体の上昇を緩和するため、小学校の給食費を11か月分免除する。(8月除く)なお、教職員分は除く。当該事業は県の給食費負担軽減交付金の対象であるため、基準額(5,200円)を超える部分にのみ重点支援地方交付金を充当する。 ②給食費を11か月分免除する費用 ③小学校1年生～6年生 全体事業費 5,700円×195人×11か月≒12,227千円 県交付金 5,200円×195人×11か月≒11,155千円 交付対象経費 500円×195人×11か月≒1,072千円 ④小学校に通う全世帯	R8.3	R9.3
---	-----------------	-----------------------	--	------	------